



詳しい公益法人制度の内容や申請手続きについては

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト
公益法人 **i**nformation

をご覧ください

<https://www.koeki-info.go.jp/>

公益認定等委員会だより



「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」の雨宮座長と高山座長代理から後藤経済財政政策担当大臣に中間報告が手交されました。



法人訪問：公益財団法人あすのぼ

目次

- P.2
令和5年 新年の御挨拶
- P.3
新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議
後藤経済財政政策担当大臣への中間報告の手交について
- P.4
「法人との対話」法人訪問(第18回)
公益財団法人あすのぼ
- P.5
委員の法人訪問記
公益財団法人成田山文化財団
- P.6
公益認定申請・法人運営相談等について



法人訪問：公益財団法人成田山文化財団





令和5年 新年の御挨拶



内閣府公益認定等委員会委員長
佐久間 総一郎

新年明けましておめでとうございます。

令和5年の年頭にあたり、まずは、日々公益活動に取り組んでこられている公益法人関係者の方々、また、寄附や活動への参加などを通じて、公益法人をあたたく御支援くださっている多くの皆様に、厚く御礼を申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、ロシアによるウクライナ侵攻、原材料価格の上昇や円安の影響等による物価高騰等、社会経済情勢に大きな変化があった1年でした。法人運営や事業の実施等にも大きな影響があった公益法人も少なくないことと思います。このような状況下でも、創意工夫を加えた活動を行い、「民による公益の増進」の中心的な役割を果たされていることに敬意を表します。

公益法人制度にとっても、昨年は大きな契機となる年でした。現行の公益法人制度の創設から、15年目を迎え、現政権の掲げる新しい資本主義の下、政府において、昨年より、制度改革の検討が進められています。民間公益活動が、国民の信頼や協力を得て一層推進されるよう、時代に合った改革が行われることを期待します。

公益認定等委員会としても、制度改革の動向を注視しつつ、引き続き、真摯かつ実直に活動する公益法人を応援し、国民の皆様のために、公益法人の審査・監督に努めてまいります。特に、新型コロナウイルス感染症の影響により、活動に支障が生じているなど、お困りのことがありましたら、法人の皆様の状況をよくお伺いし、御事情を斟酌して対応したいと考えておりますので、是非御相談ください。

皆様におかれましては、今後とも、全国各地の公益法人の活動に厚い御支援をいただきたく、また、内閣府公益認定等委員会及び都道府県の合議制機関の活動に対し、御理解を賜れば幸いです。

本年が皆様にとって良い年となるよう祈念しまして、新年の御挨拶といたします。

令和5年1月1日

新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議 後藤経済財政政策担当大臣への中間報告の手交について

令和4年12月26日（月）、「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」の雨宮座長と高山座長代理から後藤経済財政政策担当大臣に中間報告が手交されました。



後藤経済財政政策担当大臣への中間報告手交

新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議・中間報告

令和4年12月26日 内閣府大臣官房公益法人行政担当室

1. 改革の意義及び基本的方向性

- 我が国の公益法人は、明治29年（1896年）の制度創設以来、社会のあらゆる分野で民間による公益的活動を牽引、国民の信用を獲得。2006年改革において、主務官庁制を廃止し、内閣府に設立許可・指導監督を一元化。厳格な事前規制・監督による国民の信頼確保に重きを置いた行政。
- 新しい資本主義の実行計画では、「民間も公的役割を担う社会の実現」を柱の一つと位置付け。「公」の主たる担い手である公益法人が、社会的課題の取組を継続的・発展的に実施していけるよう、「活動の自由度拡大」と「自由度拡大に伴うガバナンスの充実」を両輪として、公益法人制度の時代に合わせた改革を進めていく必要。

2. 法人活動の自由度拡大

- 改革の目的に照らし、公益法人が社会的課題の変化等に柔軟に対応して公益的活動の活性化が図られるよう、活動の自由度を拡大。
 - **収支相償原則の見直し**
 - 単年度の収支差ではなく、将来の公益目的事業の持続・拡充のための準備資金を除いた分につき、中期的な収支均衡状況を図る趣旨を明確化
 - **遊休財産規制の見直し**
 - 合理的理由により現行上限額（公益目的事業費1年相当分）を超えて保有する場合、その理由や財務状況等を透明化し適切な管理・活用を行うことの説明責任を課す
 - **認定等手続の柔軟化・迅速化**
 - 公益性に大きな影響を与えない変更は、変更認定から届出に
 - 行政庁による審査の迅速化、透明性（予見可能性）の向上

3. 自由度拡大に伴うガバナンスの充実

- 不祥事防止等のコンプライアンス確保に加え、自由度拡大に伴う社会的責任の高まりに見合う説明責任強化のためガバナンスを充実。
 - **法人運営の透明性の一層の向上**
 - 情報開示の範囲を拡充
 - 一元的な情報プラットフォームの整備
 - **法人の内外からのガバナンスの向上**
 - 法人運営への外部からの視点の導入、監査・監督機能の強化等による法人の自律的ガバナンスの充実
 - 社会的な評価・チェック機能の向上
 - **行政による事後チェック**
 - 立入検査の重点化、不適切事案に対する迅速かつ的確な行政処分

4. 公益活動の活性化のための環境整備

- 公益法人行政のDXの推進（申請のデジタル完結、ユーザーの利便性向上、定期提出書類の負担軽減など）
- 公益信託の公益認定制度への一元化による民間公益活動活性化

今後のスケジュール（予定）

- 令和5年夏 新しい資本主義実行計画・骨太方針
 予算要求・税制改正要望予定
- 令和6年 改正法案国会提出を目指す

各会議の資料等は、以下URLに掲載しておりますので御参照ください。

新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議
https://www.koeki-info.go.jp/regulation/koueki_meeting.html



「法人との対話」法人訪問（第18回）



令和4年10月21日（金）、（公財）あすのばの小河代表理事と柳瀬事務局長が公益認定等委員会を訪問し、内閣府公益認定等委員会の佐久間委員長、湯浅委員長代理、生野委員、今泉委員、片岡委員、黒田委員、佐藤委員と法人の活動や運営などに関して意見交換を行いました。

公益財団法人あすのば

<法人の活動>

子どもの貧困などに関する調査研究を行い、広く社会に対して提言をし、また子どもの貧困対策などを行っている全国の団体や個人に対して活動の継続や発展のための支援をしています。さらに生活困窮世帯の子どもや家族などに対する物心両面での支援や情報提供などを行うことで、子どもが貧困の連鎖から脱し、幸せな人生を送ることができる大人に成長するように支援し、希望あふれる社会の実現に寄与しています。

法人公式HP <https://www.usnova.org/>



<あすのば7年間の歩み>

公益法人となられてから、わずか7年で子どもの貧困対策全国キャラバンを44都道府県で開催されるなど、子どもが貧困から脱し、幸せな人生を送る大人に成長されるよう支援し、希望あふれる社会の実現に向けた活動への取り組みは、社会的に高い評価を得ているところであります。

また、政策提言では、多くの他団体や研究者とともに実効性の高い

- ①子どもの貧困対策法及びその大綱の改正
- ②婚姻歴のないひとり親などへの公平な税制改正

③コロナ禍での低所得世帯や児童手当受給世帯などへの特別給付制度の新設 など
その実現に向け貢献してこられました。社会において果たしている役割やその存在意義を改めて実感しております。

（公財）あすのばの皆様改めて感謝申し上げます。

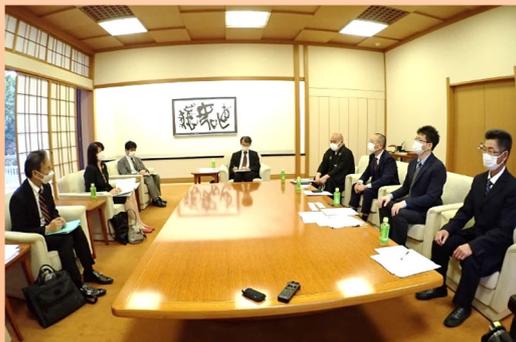
当日の概要は「公益法人information」に掲載していますので、どうぞご覧ください。

<https://www.koeki-info.go.jp/commission/houmon.html>



委員の法人訪問記

公益財団法人成田山文化財団



令和4年11月9日、内閣府公益認定等委員会では、湯浅委員長代理、黒田委員が、公益財団法人成田山文化財団を訪問しましたので、その様子をご紹介します。

今回の訪問では、成田山新勝寺境内裏手、成田山公園内にあります同財団の成田山書道美術館で田中理事、中村総務課長、佐藤係長、寺崎係長にご対応いただき、事業活動や法人運営などに関する意見交換を行いました。

事業概要

成田山本尊不動明王の智慧と慈悲のみ教えのもと、公共図書館としての仏教図書館、郷土博物館としての霊光館、書道関係美術館としての書道美術館を運営し、相互に連携して、広く社会文化・地方文化の向上発展に寄与する。

法人の沿革

明治35年	2月	私立成田図書館開館(千葉県下初の図書館)
昭和22年	5月	成田山霊光館開館
昭和28年	3月	財団法人成田山文化財団改称許可
昭和63年	1月	成田図書館を成田山仏教図書館に改称
平成4年11月	1月	成田山書道美術館開館
平成17年	4月	成田山仏教図書館の蔵書データベース公開
平成25年	4月	公益財団法人へ移行



訪問の様相



訪問の様相

活動内容

1. 図書及び諸資料を広く、公衆の閲覧に供する事業
(成田山仏教図書館の運営)
<https://www.naritasanlib.jp/>
2. 成田山及び郷土に関する資料などを展示し、人々の精神文化の向上に資する事業
(成田山霊光館の運営)
3. 書を中心とする美術品などを展示し、人々の精神文化の向上と芸術の普及発展に資する事業
(成田山書道美術館の運営)
<https://www.naritashodo.jp/>

意見交換

○ 作品の収蔵について

「書」については様々な自治体などから寄贈の打診があるが、量的に限界があるため、当館のコンセプトに沿って展示できそうな作品に限定して受け入れるようにしている。

○ 行政庁への手続き等について

提出書類の作成手続きはどうしても手間がかかると感じている。事務の担当者が代わると書類の作り方や手続き等について教え込まなければならない。

○ 収支相償について

会計面では、特に問題を感じたことはない。

○ 新型コロナウイルス感染症による影響について

当法人は寄附で運営してきたが、母体の新勝寺の収入が大きく減少し、各施設の老朽化による修繕もしなければならない時期にきている。目に見えない部分に使用する寄附は募りにくく、それが当面の懸案である。

○ ユニークベニューへの取組

2017年アジア環太平洋言語聴覚学会開催時に、当館をパーティー会場として全館使っていただき好評を得た。

○ インバウンドへの対応

外国人観光客向けに、主な作品には英語の解説にアクセスできるように二次元バーコードを付している。また、書道体験できるコーナーを設置しているほか、書道に特化したツアーも以前企画したことがある。

○ 図書館について

明治時代の石川照勤第十五世貫首が、国内の書物を発行される都度購入し続けられ、国立国会図書館も所蔵していないような書物もかなりある。焚書や没収の難を逃れることができた貴重な書物も多く、今後、それらの修復や保存にも力を注いでいきたい。

公益認定申請・法人運営相談等について

公益認定申請を予定されている法人、法人運営（事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等）についてのご相談は、以下の窓口をご活用ください。

■ 公益認定申請・法人運営に関する内閣府相談窓口

■ 窓口相談《要事前申込》

これから公益認定の申請に着手される一般社団法人及び一般財団法人を対象に窓口相談を実施しています。
1月下旬から2月上旬にかけて、3月分の予約を受け付けます。

公益法人information

トップページ → 「窓口相談」

電話 03(5403)9559

■ 電話相談

公益認定の申請や公益法人の運営に関し、専門相談員による電話相談を実施しています。

電話 03(5403)9669

時間 平日10時～16時45分



■ 電子申請システムに関するお問い合わせ

電子申請システムの操作方法、エラーの解決方法などの相談に対応しています。

電話 03(5403)9587

03(5403)9557

平日 9時～12時

13時～17時30分

(12時～13時は対応していません。)

■ 公益認定申請及び公益法人・一般法人の運営に関する相談会

内閣府が委嘱する相談員（弁護士、公認会計士等）による相談会を全国で開催しています。今後の開催予定は下記のとおりです。 ※ 1法人につき1時間程度 《要事前申込》

- ・ 1月25日（水） オンライン第4回
- ・ 2月14日（火） 東京第4回（会場未定）

詳細は、公益informationトップページ → 「法人向けセミナー・相談会などのお知らせ」

※ 個別相談と併せて、初任者の方や制度の基本を再確認したい方を対象として、公益法人制度の基本事項、機関運営、財務基準及び業務運営に関して内閣府職員が説明する「テーマ別セミナー」については、開催を検討中です。

■ 国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト「公益法人information」(https://www.koeki-info.go.jp/) について

公益法人制度に関する各種情報を掲載しています。個別の公益法人の検索もできます。

トップページ → 「公益法人とは」 → 「公益法人等の検索」

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト
公益法人 information

公益法人とは	公益法人への寄附	公益法人になる	公益法人の皆様へ	公益認定
公益法人とは 公益法人制度の簡単な解説。公益法人・移行法人の検索など	公益法人への寄附 公益法人への寄附に係る税制優遇に関する情報など	公益法人になる 公益認定を受けるために参考となる情報など	公益法人の皆様へ 公益法人・移行法人の運営に役立つ情報など	公益認定等委員会 公益認定等委員会の答申や活動状況など
		法律・制度関連 公益法人制度関連法令やガイドライン・FAQなど		

内閣府公益法人 Twitter
内閣府公益法人 メールマガジン

※フェイスブックについては、技術上の問題が生じているため、運用を停止します。

活動紹介を希望する公益法人を募集しています

掲載のご希望がありましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。

Twitter, メールマガジンでも、公益法人に関する情報発信を行っています。

本誌についての問い合わせ先
内閣府公益認定等委員会事務局広報係

電話 03-5403-9555